

記者発表資料
平成24年 5月 24日
水産業振興課
担当者：千葉、小林 (2931,2930)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う内水面魚種の出荷制限について

本日、原子力災害対策本部（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、澄川4号堰堤より上流の澄川及びその支流、濁川及びその支流を除く。）において採捕されたイワナ（養殖を除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう指示されました。

このことから、下記のとおり関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナ（養殖を除く。）を採捕しないよう改めて要請しましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限指示の内容

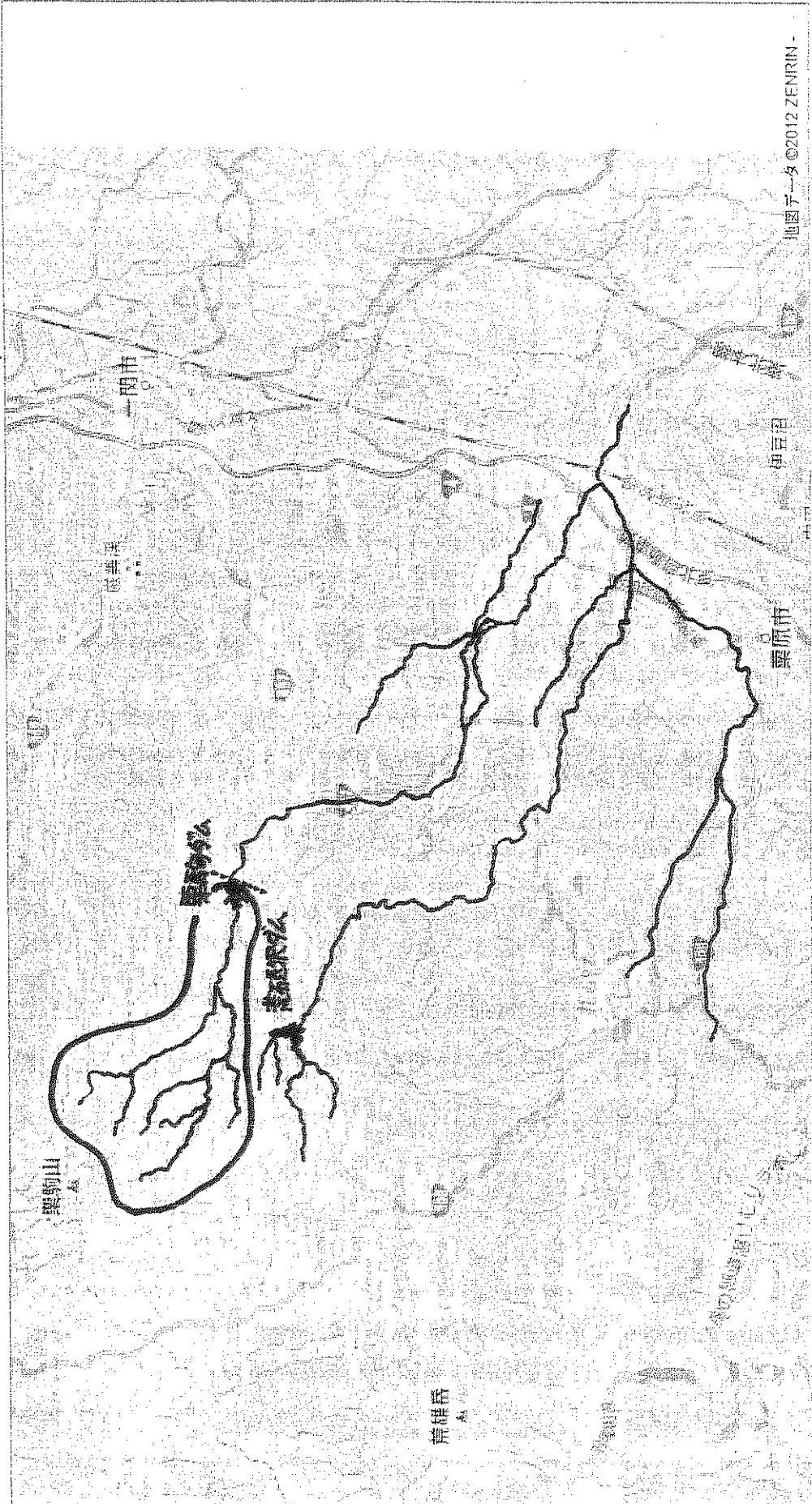
- (1) 対象魚種 イワナ（養殖を除く。）
- (2) 対象水域 ①三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む）
 ②松川（支流を含む。ただし、澄川4号堰堤より上流の澄川及びその支流、濁川及びその支流を除く。）
 （別紙参照）

2 県の対応状況

- ・今回の指示に基づき、内水面漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市に対し、所属組合員や遊漁者に対象水域でイワナ（養殖を除く。）を採捕しないよう周知することを改めて要請した。
- ・周辺を含む河川において、今後ともイワナの検査を強化する。

Google

別紙①



Google

別紙 ㊟

